

第2章 目標

1 計画の目標

次の項目について、平成10年度を基準年度として平成16年度における数値目標を設定し、環境への負荷の削減を図る。

(1) 財（物品等）やサービスの購入に関する取組

	項 目	数値目標	内 容
1	低白色度再生コピー用紙の使用率の向上	90%以上	県が購入・使用するコピー用紙は原則として低白色度（白色度70%以下）の再生紙とし、その使用率を90%以上とする。
2	印刷物の再生紙使用率の向上	90%以上	印刷物の再生紙使用率を90%以上とする。
3	環境配慮製品割合の向上	70%以上	用品指定品目表に基づき購入する事務用品の環境配慮製品割合を金額ベースで70%以上とする。

(2) 財（物品等）やサービスの使用に関する取組

	項 目	数値目標	内 容
1	電気使用量の削減	5%以上	電気使用量を平成10年度を基準に5%以上削減する。
2	エネルギー供給設備等燃料使用量の削減	6%以上	冷暖房用等に使用する燃料の使用量を平成10年度を基準に6%以上削減する。
3	公用車燃料使用量の削減	10%以上	公用車燃料使用量を平成10年度を基準に10%以上削減する。
4	上水道使用量の削減	5%以上	上水道使用量を平成10年度を基準に5%以上削減する。
5	コピー用紙使用量の削減	30%以上	コピー用紙の使用量を平成10年度を基準に30%以上削減する。

(3) 廃棄に関する取組

	項 目	数値目標	内 容
1	廃棄物排出量の削減	20%以上	庁舎から発生する廃棄物の排出量を平成10年度を基準に20%以上削減する。
2	リサイクル率の向上	50%以上	庁舎から発生する廃棄物のリサイクル率を50%以上とする。

(4) 公共工事に関する取組

	項 目	数値目標	内 容
1	建設廃棄物のコンクリート塊のリサイクル率の向上	95%以上	公共工事の建設工事全体で建設廃棄物のコンクリート塊のリサイクル率を95%以上とする。
2	建設廃棄物のアスファルト・コンクリート塊のリサイクル率の向上	95%以上	公共工事の建設工事全体で建設廃棄物のアスファルト・コンクリート塊のリサイクル率を95%以上とする。
3	建設発生土のリサイクル率の向上	80%以上	公共工事の建設工事全体で建設発生土のリサイクル率を80%以上とする。

(5) 温室効果ガスの総排出量に関する目標

次のとおり、平成16年度の温室効果ガス（当分、二酸化炭素を対象とする。）の総排出量を平成10年度から約6%削減する。

項 目	基準年度(平成10年度)	削 減 目 標		目標年度(平成16年度)
	排 出 量	削 減 率	削 減 量	排 出 量
二酸化炭素	64,618 t-CO ₂	6%	3,750 t-CO ₂	60,868 t-CO ₂
メタン	617 t-CO ₂	—	—	617 t-CO ₂
一酸化二窒素	493 t-CO ₂	—	—	493 t-CO ₂
HFC	133 t-CO ₂	—	—	133 t-CO ₂
総排出量	65,861 t-CO ₂	—	3,750 t-CO ₂	62,111 t-CO ₂

注) 業務実行計画対象分は含まれていない。

2 目標設定の方法

我が国は、平成20(2008)年から平成24(2012)年において平成2(1990)年比で温室効果ガスを6%削減しなければならないとされていることから、実行計画における目標値は、これらの事実及び既存のエコオフィスプランを踏まえ、一般的にあるべきと考えられる削減値として設定しているものであり、厳密な根拠に基づくものではない。

本庁舎では、これまで既にエコオフィス運動により、ある程度の取組が進んでいるが、今後、地方機関の新たな取組を促進するとともに目標達成のためには別途具体的な施策の確立が必要である。したがって、実行計画における目標値は順次これらの措置を講じながら、着実に達成していきたいとの意欲を込めて設定しているものである。